

| 平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|--------|----------|----------|-------|----------|
| 平成23年 3月17日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 平成23年3月17日 午後1時01分 | | | 日 高 直 幸 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 平成23年3月17日 午後1時39分 | | | 日 高 直 幸 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 須藤信一郎 | 出欠 | 11 | 毛利 喬 | 出欠 |
| | 2 | 原 哲 也 | 出欠 | 12 | 栗田幸則 | 出欠 |
| | 3 | 香原 暹 | 出欠 | 13 | 宇田川 亮 | 出欠 |
| | 4 | 星 正 彦 | 出欠 | | | |
| | 5 | 武谷保正 | 出欠 | | | |
| | 6 | 岡崎邦博 | 出欠 | | | |
| | 7 | 日高直幸 | 出欠 | | | |
| | 8 | 田中二三輝 | 出欠 | | | |
| | 9 | 久保田正之 | 出欠 | | | |
| 10 | 川野高實 | 出欠 | | | | |
| 出席 | 13人 | | | | | |
| 欠席 | 0人 | | | | | |
| 欠員 | 0人 | | | | | |
| 会議録署名 議員 | 1番 | 須藤 信一郎 | | 2番 | 原 哲 也 | |

| | | | | | | |
|----------|----------------------|-----------|-----|----------|---------|-----|
| 職 務 席 | 議会事務局長 | 長 友 浩 一 | 出 欠 | 議会事務局長補佐 | 渡 辺 智 文 | 出 欠 |
| | 町 長 | 柴 田 好 輝 | 出 欠 | 会計課長 | 原 繁 幸 | 出 欠 |
| | 副町長 | 本 松 吉 憲 | 出 欠 | 建設課長 | 岡 松 要 一 | 出 欠 |
| | 教育長 | 山 本 喜 久 男 | 出 欠 | 企画財政課長 | 白 石 秀 美 | 出 欠 |
| | 総務課長 | 阿 部 哲 | 出 欠 | 上下水道課長 | 中 岡 和 之 | 出 欠 |
| | 福祉人権課長 | 松 澤 守 | 出 欠 | 病院事務局長 | 中 野 眞 路 | 出 欠 |
| | 税務住民課長 | 久 保 田 隆 一 | 出 欠 | 教育課長 | 平 瀬 研 一 | 出 欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会事務局長 | 篠 原 哲 哉 | 出 欠 | 保険健康課長 | 鯨 坂 健 二 | 出 欠 |
| | 出席者の 職氏名 | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | | | |
| 付 議 事 件 | 別 紙 の と お り | | | | | |
| 会 議 経 過 | 別 紙 の と お り | | | | | |

平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算
(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第20 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算 (第8号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第24 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第33 閉会中の継続事件

平成23年3月17日（第4日）

開議 13時01分

○議長 日高 直幸君

会議に先立ち、去る3月11日に発生しました、東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々に対しご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと存じます。

ご起立をお願いします。

黙祷。

（全員起立「黙祷」）

黙祷を終わります。

町長より挨拶の申し出がありますが、後程これをお受けしたいと思えます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 発議第1号から日程第9 議案第33号までの9件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会議案審査報告をいたします。

発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

附帯意見 本案は不法投棄等の不法行為に対し、罰則規定を設けることを主な目的としていますが、罰則規定を適用するための条件整備が整っていません。よって本委員会としては、罰則の適用に当たっては、関係機関と十分な協議を行った上で提案するよう申し添えます。

次に議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号。

議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第3号。

議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号。

議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号。

議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第3号。

議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号。

議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。従って原案について採決をします。

発議第1号は原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。

よって発議第1号は否決されました。

次に議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第3号を採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第10 議案第3号から日程第22 議案第31号までの13件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例。

議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第7号。

議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第3号。

議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第31号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 12 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 17 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 18 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 31 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第7号 鞍手町特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第23 議案第21号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○ 9 番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 21 号 平成 23 年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は 3 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 21 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 21 号について討論ありませんか。

宇田川議員。

○ 13 番 宇田川 亮君

討論に先立ちまして、3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、痛ましい犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

議案第 21 号 平成 23 年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

平成 23 年度鞍手町一般会計予算では、厳しい町財政の中、日本共産党がこれまで何度も取り上げて来た乳幼児医療の無料化は、引き続き小学校入学前まで行われることになっています。さらに、子宮頸ガンワクチンの接種は一時的にストップされていますが、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの予算が盛り込まれていることは心から歓迎するものです。

しかしながら貧困と格差の拡大が深刻な問題になっている今、行財政改革の名の下に、あらゆるサービスが切り下げられています。その一方で同和関係予算は温存されています。

町の財政も逼迫していますが、町民の負担は国保税、住民税、ゴミ袋料金、介護保険料、後期高齢者医療など、重すぎるものとなっています。今こそ町民の暮らしと営業に光をあてる予算に組み替えて行くことを求め、反対討論を終わります。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号 平成 23 年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第24 議案第22号から日程第30 議案第30号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算。

議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 29 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 30 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 22 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 23 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 24 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 26 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 27 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 29 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 30 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 23 号 平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第31 議案第25号及び日程第32 議案第28号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 25 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第 28 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は 3 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 25 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 28 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 25 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 28 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 28 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第 33 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けしたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査とすることに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 須 藤 信一郎

議員 原 哲 也